

住所に関する届出

届出の種類	届出場所	届出期間	必要なもの
転出届 (他市町村へ転出)	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉町役場戸籍税務課 ・いわき支所 ・郡山支所 ・埼玉支所 	転出する日まで (転出の14日前から受付可)	↓お持ちの方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑登録証(カード) ・国民健康被保険者証 ・後期高齢者被保険者証 ・介護保険受給資格証明書 ・各種医療費受給者証
転入届 (他市町村から転入)	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉町役場戸籍税務課 ・いわき支所 ・郡山支所 ・埼玉支所 	双葉町にお住まいになって から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書 (前住所地で発行のもの) ※外国からの転入の際には <ul style="list-style-type: none"> ・パスポート・戸籍抄本 ・戸籍の附票が必要です。 ↓お持ちの方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳など
転居届 (町内での住所変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉町役場戸籍税務課 ・いわき支所 ・郡山支所 ・埼玉支所 	新しい住所にお住まいになって から14日以内	↓お持ちの方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード ・国民健康被保険者証 ・後期高齢者被保険者証 ・介護保険受給資格証明書 ・各種医療費受給者証 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・身体障害者手帳など
世帯変更届 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の変更 ・世帯の合併 ・世帯の分離 	<ul style="list-style-type: none"> ・双葉町役場戸籍税務課 ・いわき支所 ・郡山支所 ・埼玉支所 	世帯主・世帯構成等に変更が 生じた日から14日以内	↓お持ちの方のみ <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康被保険者証